

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者 住所 **座間市緑ヶ丘一丁目1番1号**

氏名 **空家 太郎** 電話 **046-252-7325**

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第35条第3項第2号イ)、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(同号ロ)及び「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」(同号ハ)、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の居住の用(居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(※1)(以下「特定事由」という。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限る。)における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(以下「対象従前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」(同条第4項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同項第3号)に該当すること(※1)通知における特定事由と同じ。(※2)通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等(※3)の所在地 (敷地の所在地番)	座間市相模が丘〇丁目×番△号		
申請被相続人居住用家屋の建築年月日(※4)	昭和54年1月1日	家屋の取壊し、除却又は滅失の日(※5)	令和2年3月1日
被相続人の氏名及び住所	(住所) 座間市相模が丘〇丁目×番△号		
	(氏名) 空家 花子	申請者からみた続柄	母
相続開始日 (被相続人の死亡日)	令和2年1月1日	譲渡日(※6)	令和2年4月1日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙	<input type="checkbox"/> 家屋	(住所) 東京都新宿区〇丁目×番△号	} ※相続人が1人の場合は空欄
	<input type="checkbox"/> 敷地等	(氏名) 空家 二郎	
	<input type="checkbox"/> 家屋	(住所) 座間市入谷東〇丁目〇番×号	
	<input type="checkbox"/> 敷地等	(氏名) 空家 三郎	

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が取得をしたものに限る。

(※4) 申請被相続人居住用家屋は、昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。

(※5) 申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書に記載された取壊し等をした日(未登記の場合は解体工事の請負契約書等により確認した解体日等)を記載する。

(※6) 申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限り。

1 必要書類

提出書類	備考
被相続人居住用家屋等確認申請書	空き家の相続人が複数いる場合は相続人ごとに申請書を提出してください。(添付書類は1セットで構いません)
返信用封筒	郵送での交付を希望される方のみ必要です(必ず切手を貼付してください)。
委任状	代理人が申請する場合のみ添付してください(任意様式)。
① 被相続人の除票住民票	・相続発生日以降に取得したもの ・ <u>個人番号(マイナンバー)</u> は省略してください。 ・老人ホーム等に入所後、別の老人ホームに移転した方は戸籍の附票が必要です。
② 相続人の住民票	・家屋の譲渡日以降に取得してください。 ・相続人が複数いる場合、全員分の住民票が必要です。 ・個人番号(マイナンバー)は省略してください。 ・相続発生日、もしくは被相続人が老人ホーム等に入所後から2回以上移転した方は戸籍の附票も提出してください。
③ 家屋の閉鎖事項証明書	・閉鎖されたこと及びその日付が確認できる書類を用意してください。
④ 敷地等の売買契約書	・譲渡日に変更があった場合、変更後の譲渡日が分かる受領書等も必要です。
⑤ 以下の書類のうち <u>いずれか一つ</u>	
電気、ガス、水道等の使用中止日が確認できる書類	・当該家屋(空き家)の所在地と、使用中止日の記載があるものを提出してください。 ・相続時から譲渡時までに使用中止されている必要があります。
宅建業者が「現状空家」と表示した広告	・宅地建物取引業者による公告が行われているものに限ります。(広告チラシ、ホームページを印刷したもの等)
⑥ 更地の写真	・取り壊し日から譲渡日までに日付入りで撮影してください。

※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合、以下の書類も提出してください。

※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、譲渡日が平成31年4月1日以降であることが要件です。

提出書類	備考
⑦ 以下の <u>全ての書類</u>	
要介護・要支援認定等を受けていたことを証明する書類	・介護保険法の被保険者証、障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証、要介護認定等の決定通知書等を提出してください。
老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類が確認できる書類(入所時の契約書等)	・老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入所されていたことを確認します。
電気、ガス、水道等の契約名義(支給人)及び使用中止日が確認できる書類又は老人ホームが保有する外出、宿泊等の記録	・支払証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し、クレジットカードの利用明細(最終料金引き落とし日が確認できるもの)を御用意ください。 ・契約名義人は被相続人であることが必要です。 ・相続時から譲渡時までに使用中止されている必要があります。

2 提出・お問い合わせ先

座間市都市部都市整備課市街地整備係

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL: 046-252-7325 (直通) FAX: 046-255-3550